平成２５年（フ）第１１１４号
広島県東広島市黒瀬切田が丘３丁目29番13号
債務者　鶴園かおり（旧姓知念・菊地）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
宮崎県小林市水流迫648番地76　コーポ高野102号
債務者　松田　龍一
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５２７６号
大阪市西成区玉出西１丁目４番29―405号
債務者　富田豊こと　金　豊
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１９号
大阪府四條畷市中野１丁目４番10号　ルーベルＣ102、前住所大阪府四條畷市中野１丁目１番17号
債務者　吉田　昌男
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３８号
大阪府東大阪市鴻池本町５番24号103、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池本町12番15号
債務者　山下　雅臣
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８５６号
大阪市淀川区十三本町１―11―８　ジオナ十三903号、住民票上の住所大阪市西淀川区姫里３丁目２番３―709号
債務者　奥松　英宜
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１７号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番１―203号
債務者　中辻　嘉男
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２５号
大阪府吹田市佐竹台４丁目２番D12―102号
債務者　加藤　義和
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２６号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番８号　レジデンス鶴美５Ｄ
債務者　豊田　裕子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２８号
大阪府高槻市芝生町４丁目58番１―205号
債務者　鈴木　久恵
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３０号
大阪府四條畷市二丁通町26番14号
債務者　永井　勝成
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３４号
大阪府豊中市豊南町東２丁目６番４号　医療法人豊済会小曽根病院内、住民票上の住所兵庫県西脇市西脇853番地の２　レオパレス西脇ウチダ５号館207号
債務者　谷垣美映子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３６号
大阪府三島郡島本町高浜２丁目11番７号
債務者　北村新次郎
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３８号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目30番４―602号
債務者　本田　克己
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３号
群馬県太田市牛沢町894番地５　アリス太田第７―203号室、住民票上の住所群馬県前橋市下小出町２丁目45番地22　中号
債務者　田仲　健二
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１６３号
岐阜県多治見市若松町２丁目49番地の２　マンション伊藤205
債務者　櫻井　美幸
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３６８号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字宮東１番地７
債務者　堀川　稔
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部